南但馬地域環境形成基本方針

~ 南但馬地域における緑豊かな地域環境形成に関する基本方針~

兵 庫 県 平成 16 年 7 月 30 日

目 次

序	١	はじめに
第	1	地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想
	1	南但馬地域の特性
		(1) 地勢(2) 自然的特性(3) 社会的特性(4) 地域づくりの課題
	2	南但馬地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想
		(1) 地域づくりの基本方向(2) 地域環境形成の基本方向
第	2	適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項 10
	1	区域の区分10
		(1)第1項第1号の区域 10 (2)第1項第2号の区域 10 (3)第1項第3号の区域 10 (4)第1項第4号の区域 10 (5)第2項の区域 10
	2	各区域の設定の方針1
		(1)山を守る区域 1 (2)山を生かす区域 1 (3)里の区域 1 (4)まちの区域 1 (5)高原の区域 1 (6)歴史的景観区域 1 (7)川の区域 1
第	3	森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事
		項 1;
	1	南但馬地域の土地利用及び環境形成の方向1
		(1) 山を守る区域

	(3) 里の区域	13
	(4) まちの区域	14
	(5) 高原の区域	14
	(6) 歴史的景観区域	14
	(7) 川の区域	14
2	都市的な開発及び施設整備の方向	15
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 取組みの方向	15
	(3) 地域環境形成基準の設定	16
	(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項	18
第 4	その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	19
1	計画整備地区の認定についての基本方針	19
	(1) 認定すべき地区の考え方	19
	(2) 認定すべき地区	19
	(3) 地域環境形成の方向	20
	(4) 整備計画に定めるべき項目	20
2	森林及び農地の保全の方向	20
	(1) 基本的な考え方	20
	(2) 取組みの方向	21
3	その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	21
	(1) 多様な主体の参画と協働	21
	(2) 関連施策との連携	21
	(3) 支援方策	21
	(4) 方針等の見直し	22

序 はじめに

南但馬地域は、氷ノ山・円山川に代表される県下でも有数の豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史・文化や風土、産業を育み、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきている。

現在、『~活力・交流・循環・協働~「コウノトリ翔る郷」』をテーマとした但馬地域ビジョンにより、地域の力を結集し(活力)、交流人と共に(交流)、自然や文化を活かし(循環)、共に励まし助け合っていく(協働)なかで、真に豊かな生活を実現できる地域づくりを進めている。

しかしながら、かねてより人口減少が課題となっていた南但馬地域では、本格的な成熟 社会の到来を迎え、これまで以上に、地域に蓄積されてきた豊富な地域資源、技術、伝統 を基礎とし、新たな展望を開く創造力を発揮しながら緑豊かな環境を適切に維持していく ことが求められている。

このような状況のなかで、地域振興や活性化を目指して、地域の力を結集するとともに、地域内外の効率的な交流・連携を図っていくことが必要とされている。このため、森や川、歴史・文化資源などの緑豊かな地域環境の保全を基調としながら、新たな循環型地域環境を育成・創出し、開発を適切に誘致・誘導するため、適正な土地利用のあり方を示すことが重要である。

以上のような基本認識のもと、緑豊かな地域環境の形成に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定による、南但馬地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 南但馬地域の特性

(1)地勢

南但馬地域は、兵庫県の北部に位置し、「但馬」南部の養父市及び朝来郡4町からなり、 県土全体の面積の約1割を占める地域である。

姫路都市圏から 50km 圏、大阪・神戸都市圏から 70 km ~ 90 kmの距離に位置し、京阪神と山陰地方を結ぶ主要な地域幹線道路である国道 9 号が東西に、姫路方面と山陰地方を結ぶ国道 312 号が南北に通り、古来から交通の要衝地である。姫路から和田山までの播但連絡道路の全線開通、北近畿豊岡自動車道の整備や地域内を結ぶ道路整備も進められ、交通利便性は格段に高まりつつある。また、JR 山陰本線、JR 播但線が接続しており、京阪神方面への所要時間は約 2 時間となっている。

(2)自然的特性

気候は日本海型で、一般に多雨多湿で梅雨期、秋雨期には降雨が多い。冬季は大陸から 季節風が吹き、積雪も多く、多雪区域と呼ばれるところもある。

地域の西部は、県下最高峰の氷ノ山やハチ高原など 1,000m 級の山々が連なり、その他の地域でも 500~1,000m 級の山々が連なるなど、県土の骨格を形成する山岳高原地帯、分水嶺を形成している。

東部を円山川が南から北に流れ、その支流の八木川、大屋川、与布土川などが流下し、それらの河川に沿って小規模な平地が開けている。また、地域の南部は瀬戸内海へ流れる市川の源流地域となっている。

山林が土地利用の8割以上を占め、植生は人為の加えられた二次林であるアカマツ・サイゴクミツバツツジ群落、コナラ・クリ群落が優占し、スギ・ヒノキ植林が地域全体に分布している。また、氷ノ山周辺にはブナ林などの自然植生が見られ、イヌワシ、オオサンショウウオ、ホタル等の貴重な生物も数多く生息しているなど、県下でも有数の豊かな自然環境を保持している。

(3)社会的特性

人口は、昭和 20 年代をピークに一貫して減少傾向にあるが、近年、一部で増加も見られる。しかし、65 歳以上の高齢者人口の占める割合は、全県を大きく上まわっており、また、全県と比較してそれを上まわる速度で高齢化が進展している。

農業は水稲が中心で、この他、冷涼な気候を利用した高原野菜や花きのほか、岩津ねぎ、 轟大根、なし等の特産物生産が特筆される。さらに但馬牛は最高級の肉質と肉質改良の基 礎牛として全国的な評価が高い。一方、地域の基幹産業として林業があげられるが、木材 生産、しいたけ等の林産物生産はともに低迷している。

製造業については、家具、金属バネ等の地場産業が古くから盛んであるが、製造業全体の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は減少傾向にあり、製造品出荷額等の全県に占め

る割合も非常に小さい。商業については、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、特に既存商店街、中小小売業者は厳しい状況にある。

観光消費額の総生産額に占める割合は高く、地域にとって重要な産業となっている。スキー、温泉、歴史・文化施設等へ、関西一円から主として自動車利用による宿泊客を数多く受け入れているとともに、棚田オーナー制度、滞在型市民農園、空家バンク等の新たな取組みも進められている。

(4)地域づくりの課題

南但馬地域は、ブナ林に代表される豊かな森林に加え、河川、すぐれた歴史・文化資源、 風土と、田園集落や市街地が調和した特色ある地域を形成してきた。しかし、これら特筆 すべき地域環境や地域資源を活かした地域づくりを進めるうえで、次のような課題がみら れる。

ア 豊かな自然環境の保全と活力ある地域づくりの調和

南但馬地域を特徴づける自然は、県下でも有数の豊かな自然環境であり、貴重な生物の生息空間としてだけでなく、水源涵養、災害防止等の観点からも保全が求められるが、一方で、地域の活性化に向け適切な開発、整備を進めていくことも必要である。

このため、開発と保全の二者択一ではなく、自然環境と共生する地域づくりを進めていくことが必要である。さらに、スキー場、温泉など個性豊かな地域資源も充実しており、地域の活性化に向け、自然環境と観光やレクリエーション等との調和を図ることも必要である。

イ 地域の特色である歴史環境や歴史資源の保全・活用

城跡などの歴史資源、鉱山町などの歴史・伝統的な町並み、その他の数多くの歴史・伝統的な環境は本地域を特徴づける個性として、長期間にわたる人々の営みと関わりの中でつくりだされ、守られてきた。これらの歴史・伝統的環境や景観を維持していくためには、周辺環境や生活との調和が求められ、適切な土地利用計画や景観コントロールが求められるとともに、歴史環境や資源を保全しながら、積極的に創出し活用することを地域づくりの観点からの対応が求められている。

ウ 田園環境の活用

南但馬地域では人口減少ともあいまって、農林業の持続には多くの課題を抱えるとともに、野生鳥獣類による農林業への被害も増加・拡大しつつあり、深刻な問題となっている。また、人工林や里山の荒廃、耕作放棄地の増加が地域づくりや景観形成の上でも課題となっている。さらには地域コミュニティの活力の低下などの状況も見られ、田園環境を従来の枠組みの中で適正に維持管理していくことが困難になりつつある。

このため、地域内外の力を結集しながら、新たな地域資産として活用し、美しい田園環境を維持していくことが求められている。

エ 地域内外との交流・連携による地域づくりの必要性

健全で活力ある地域としていくためには、歴史、文化、暮らし、産業等様々な面で、豊富な地域資源を活かした内発的、自律的な地域づくりを進めていくことが求められる。南但馬地域においても、これらの地域資源を活かした地域づくりが進められつつあるが、こうした自律的な地域づくりに加えて、より一層の地域内外との交流・連携による地域づくりの積極的な展開を図っていくことが求められている。

オ 拠点景観、沿道景観の形成

南但馬地域は、これまで地形条件の厳しさなどから道路等の生活を支える基盤の整備が遅れていたが、近年、交通基盤や情報通信基盤、新しい地域拠点が整備されてきた。一方で、大規模な土取りや資材置場の点在、幹線道路沿道等における屋外広告物の集積などが見られ、自然環境への影響や景観形成上の課題も発生している。

これら新たな整備の波及効果を地域全体へ広げ活性化につなげていくためには、地域の個性を損なわないよう良好な景観形成を図るとともに、適切な土地利用を行い、緑豊かな地域環境に調和した開発を誘導することが求められている。

2 南但馬地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1)地域づくりの基本方向

「但馬地域ビジョン」では、『~活力・交流・循環・協働~「コウノトリ翔る郷」』をテーマとして、あしたのふるさと・但馬をめざした地域づくりの方向を明らかにしている。 南但馬地域においては、新たに整備された交通基盤、情報通信基盤、地域拠点を活かして、より一層の地域内外との交流・連携を図り、地域の特色である豊かな自然環境や歴史資源を活かした、活力ある地域づくりを進めていくことが特に重要である。

南但馬における地域環境形成にあたっては、これら地域づくりの実現を図るため、

『山岳・高原』の豊かな自然と共生した、活力ある『癒しの郷』環境の形成

をテーマとし、地域の活力を高め、地域内外の交流を拡げ、自然や文化を活かした循環を促し、地域全体で協働を進めながら、総合的な地域づくりを進める。

その際、次の示す点について特に留意する。

ア 豊かな自然環境、歴史環境の保全・育成と活用による地域づくり

県下有数の豊かな自然環境、多様な歴史環境、風土は地域の財産である。それらを活かした地域づくりを進めるとともに、自然環境や歴史的環境などの特徴に応じて適切に活用しながら、新しい地域の魅力づくりを進める。

イ 地域内外との交流・連携による地域の活性化

地域がもつ豊かな自然や独自の歴史・文化などの豊富な資源を活かして地域内外との交流・連携を推進し、それを通じて新たな産業を創出し、育成するなど、地域の活性化を図る。

ウ 多様な主体の参画と協働による地域づくり

地域住民をはじめ都市住民など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値を発見し、それを活用し、また、新たに創造することにより地域づくりを進める。

(2)地域環境形成の基本方向

優れた地域環境の形成は、単に造形的に美しいというだけでなく、山や河川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を活かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が展開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りなどを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、行政だけに委ねられたものではなく、住民、事業者、行政が行動して進めていくべきものである。

南但馬地域の地域環境形成にあたっては、豊かな自然環境を保全するだけでなく育成・ 創出・活用しながら、開発を適切に誘致し、誘導することで、地域の振興や活性化を図っ ていくことが重要である。 そのためには、地域における諸活動を地域環境との関わりの中で秩序づけ、それぞれの場所に応じて的確に誘導していくことが重要である。また、現在の南但馬らしい地域環境を守りながら、人々の生き生きとした活動を通じてそれを育て、新たな地域環境を創造していくことが重要である。

南但馬地域の景観評価

円山川、与布土川沿いの開けた平野や円山川支流の八木川、大屋川、建屋川沿いの谷の 景観は、県下最高峰の氷ノ山や妙見山、粟鹿山、笠杉山などの背景としての山並みが全体 的な構成に大きな比重を占めており、遠景としての山の存在は無視することができない。

さらには地域の気象をも左右するこの山並みが水源となり、河川の源流域の地勢を規定している。その結果、気象や地勢に応じて住まい方が選択され、現在の南但馬地域らしい景観が構成されている。このように山並みが地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっている。また、鉢伏高原、杉ヶ沢高原、大屋高原、生野高原は、険しい山並みのなかで特異な広がりを見せている。

また、市川、多々良木川などの河川の源流点につくられたロックフィルダムの力強い景観とともに、黒川ダム、多々良木ダム、生野ダムの人工湖は、山並みに囲まれたなかに意外性のある広がりのある空間となっているとともに、その澄んだ湖水面に四季折々の自然の姿を映し出すなど、特異な水辺景観を構成している。

養父市八鹿町、和田山町、山東町などの平野部では、遠景としての山並みを源流とする川沿いに沖積地が形成され、農地が展開するなかで微高地に家屋や集落が存し、背景の山並みの緑・農地の緑・集落等の緑が調和した但馬らしい景観が構成されている。

山間地では、川筋に沿って谷が迫り、平坦地が少ないことから家屋は等高線に沿って建 ち、急斜面のため家屋や集落の後ろには、近景としての川と山の斜面がいつも見え、集落 等が山の斜面に抱かれた形の景観が構成されている。

平野部に流れる円山川の河川は、上流、下流、対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、そのゆったりとした水の流れが生み出す豊かな姿は、南但馬地域における景観の大きなアクセントとなっている。

また、円山川とともに南但馬の風景を情感豊かなものとする要素として、朝霧や雪景色などの四季の気象的風景があげられる。稲木などの四季の風物詩的な人文風景とともに、 人々の花鳥風月をめでる豊かな情感を育んできた。

このような氷ノ山に代表される 1,000m 級の山々と小高い山々とその間の山ひだを縫うような帯状の流域の平野や盆地、河川沿いの谷筋が南但馬地域の風景の骨格を形成している。

この地域における田園風景は、複雑な地形を有しながらも"ヤマ・ノラ・ムラ"といった土地利用単位で明確に区分され、集落を中心とする有機的な集約的土地利用が展開され、

その下流の合流点ではまち場を形成しており、地域の生活・交流のうえで密接な関わり合いを有している。

このような南但馬の空間は、人々の永い営みを通して自然摂理を尊重しながら形づくられ継承されてきた。今後とも農林業等の生産に関わる土地の姿や集落のたたずまいなど、 生産、生活に伴った秩序を反映した美しさ、そして、地域の文化が醸し出す伝統的な美しさが感じられる地域の風景を継承していく。

地域環境イメージ

これらのことから南但馬の望ましい将来の地域環境イメージは、次のようにまとめられる。

山岳・高原のどっしりとした山々が連なり、天然林から人工林まで多様な山の姿を望むことができる。その懐には豊かな水を湛えた河川や農地、集落、歴史的資源などが纏まりを持った田園の景観が広がっている。森林や農地は多様な生物を育み、地域の人々だけでなく都市の人々にとっても心のふるさととなっている。

緑豊かな景観や歴史に調和した新しい地域の活力の源である都市核が整備され、歴史や緑と調和した町並みが美しい。











~緑豊かな地域資源~

日本海型の気候、雪、雲海、山岳・高原、分水嶺、どっしりとした山容、ブナ林、 源流の森、渓谷・滝、谷あい、河川・水路、旧街道、宿場町、鉱山町、養蚕集落、 街道沿いの集落立地、巨樹、鎮守の森、棚田、城跡、古墳、祠・・・

地域環境形成の基本方向

今後、以下の点を基本方向として、このようなイメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

ア 恵まれた自然環境、歴史環境を保全・育成する

氷ノ山に象徴される貴重な自然を地域の誇りとして保全・育成する。

豊かな森、円山川などの河川とその源流の森を地域の骨格環境として保全・育成する。 また、城跡、鉱山町、養蚕集落などの歴史資源を積極的に保全・活用し、新しい地域の 魅力づくりを進める。

イ 内外との交流・連携による地域づくりの推進、産業の活性化

農林業の振興、都市住民などの多様な主体の参画と協働により自然環境と調和した交流 空間を創造する。

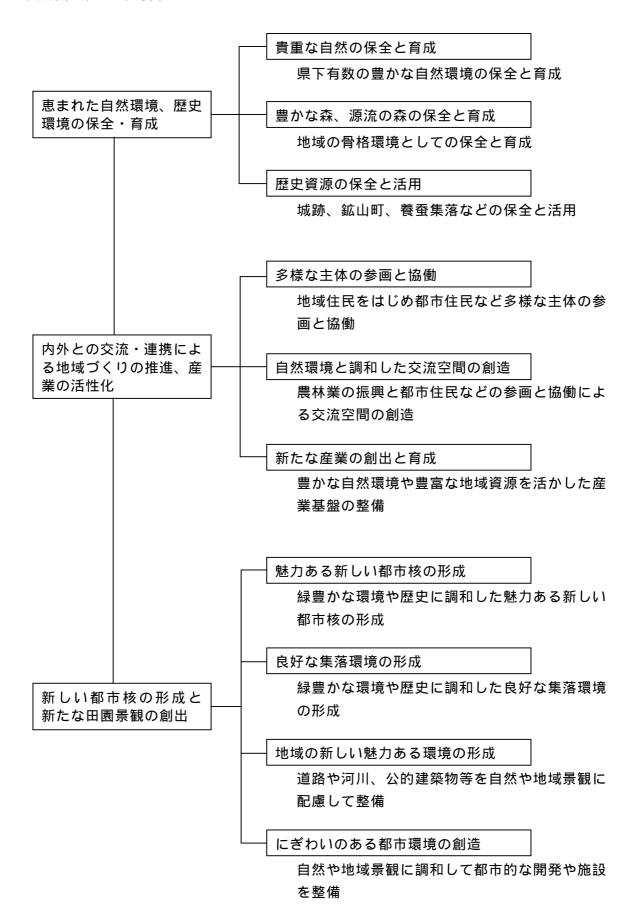
また、内外との交流・連携を通じて豊かな自然環境や豊富な地域資源を活かした産業基盤の整備を進め、新たな産業を創出し、育成する。

ウ 新しい都市核の形成と新たな田園景観を創出する

緑豊かな環境や歴史に調和した魅力ある新しい都市核、良好な集落環境を形成する。

道路や河川、公的建築物等を自然や地域景観に配慮して整備し、地域の新しい魅力ある 環境を形成する。

都市的な開発や施設整備は自然や地域景観に調和したものとし、交通の要衝の地にふさわしいにぎわいのある都市環境を創造する。



第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的 事項

1 区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を誘導し、地域づくりの基本方向及び地域環境形成の 基本方向を実現していくために、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に 対応して、次のとおり区分する。

(1)第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図る区域(以下、「山を守る区域」という。)

(2)第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、多様な交流を生かして森林等と建築物等が調和した緑豊かな環境の形成を図る区域(以下、「山を生かす区域」という。)

(3)第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の農地を主体とする集落等を含む区域であり、今後とも農業等の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、集落等が調和した田園としての地域環境の形成を図る区域と山間に集落が形成されており、今後とも人々の生活の場として緑豊かな環境の形成を図る区域(以下、「里の区域」という。)

(4)第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図る区域(以下、「まちの区域」という。)

(5)第2項の区域

(第1項各号とは別に定める区域)

ア 優れた自然特性を生かし、地域と都市との交流施設が整備され、交流の場としての地域環境の形成を図る区域(以下、「高原の区域」という。)

- イ 人々の営みにより歴史的・伝統的な特徴ある景観が形成されており、歴史・伝統を継承した趣のある市街地等の環境の形成を図る区域(以下、「歴史的景観区域」という。)
- ウ 広がりのある平野部にゆったりと横たわった河川は、上流、下流、対岸への広い眺望が開けた河川風景が形成されており、今後とも良好な河川を主体とする地域環境の形成を図る区域(以下、「川の区域」という。)

2 各区域の設定の方針

(1)山を守る区域

地域の風景形成において特に重要な役割を果たしている以下の森林の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定するものとする。

ア 大規模な山体を有するまとまりのある区域

豊かな自然環境を形成している森林で、地域の骨格といえる大規模な山体を有する相 当規模のまとまりのある森林の区域

イ 地域の景観形成に重要な役割を果たしている森林

市街地や主要道路等から特徴的な山としてとらえられる独立峰など、ランドマークと して人々に親しまれている山の区域

(2)山を生かす区域

現況の森林や森林に囲まれた棚田等の区域及び森林環境と調和した河川・湖などの水面 及び森林等を活用した交流施設等を含めて設定する。

(3)里の区域

農業的土地利用を主体とし、田園と調和した集落等を含む区域及び山間に位置する集落 区域に設定するものとし、河川等の水面、社寺林や河畔林などの樹林地、農業用施設等を 含めて設定する。

(4)まちの区域

既成の市街地、住宅団地、工業団地等の区域及び今後計画的に市街地の形成を図る区域 に設定する。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域としては設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として含まないものとする。

(5)高原の区域

高原としての自然特性を生かした土地条件や地域整備の方針などからみて、スポーツ、 レクリエーションなどの交流を目的とした施設等が整備された山の区域に設定する。

(6) 歴史的景観区域

歴史的・伝統的資源や伝統的な町並みが残されており、今後、歴史的・伝統的な資源の保全又はこれを活用した地域づくりを進める区域に設定する。

(7)川の区域

広がりを持つ平地において一定以上の川幅のある河川を含めた河川沿いの区域に設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関 する基本的事項

1 南但馬地域の土地利用及び環境形成の方向

各区域における望ましい土地利用及び環境形成の方向を次に示す。

(1)山を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に保全されることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林が持つ多面的な機能の発揮に資する森林整備等を行うことが必要である。

自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発 は抑制し、開発による森林の汚損・滅失を防止し、森林としての環境を将来に渡って保全 する。

やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないよう配慮する。

(2)山を生かす区域

森林が持つ多面的な機能を発揮する森林整備を進めるとともに、都市住民など多様な主体の参画と協働も得ながら、森林、棚田等としての土地利用を適切に管理し継続することが必要である。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、森林等としての土地利用を継続して適切に行いながら、施設などの整備を進め、森林を生かした新たな魅力ある環境を形成する。

満々と水を蓄えた人工湖の湖水面と独特の雰囲気を醸し出しているダムの周辺は、自然を活用した整備を図るとともに、周辺の森林に配慮しながら、魅力ある水辺空間を形成する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど森林がもつ多面的な機能が損なわれないよう、また、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮する。

(3)里の区域

農業を主体とする区域については、農業の振興を図っていくとともに、農地が持つ多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図りながら、農地としての公益的機能に着目して適正な管理を行っていくとともに、農地としての土地利用を継続することが必要である。

集落地及びその周辺においては、生活道路、生活施設などの整備を計画的に進めるとともに、快適な生活の場としての環境を形成する。

山間集落については、快適な生活環境及び都市との交流拠点としての整備を図ることが

必要であり、都市住民など多様な主体の参画と協働も得ながら、緑豊かな魅力ある環境を 形成する。

里の環境を特徴づけている平地林、河畔林、社寺等の樹林地や集落と調和した樹木の保全を図る。また、河川に隣近接した箇所での施設整備にあたっては、良好な河川環境を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望に配慮し、河川景観との調和を図ることが必要である。

開発を行う場合は、田園環境に配慮した緑化修景を行うなど、田園と集落と建築物等が 調和した美しい里の景観を形成する。

(4)まちの区域

公共公益施設を充実させるとともに、商業・業務施設等のサービス施設の整備を進め、あわせて、良好な住宅及び住宅地の整備を進める。

道路、河川、公園等の公共施設の整備を計画的に進めるとともに、建築景観の誘導により、良好な町並みを形成する。

新たな施設整備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態・意匠・色彩等に配慮する。

また、区域内に位置する既存の樹林、樹木、河畔林、杜寺等の樹林地の保全を図る。

(5)高原の区域

自然地形、自然環境を活用したスポーツ、レクリエーション、休養施設などが整備され、 今後とも周辺の土地利用との調和に十分配慮した施設の整備を図る。

開発を行う場合は、地形の改変をできるだけ抑え、施設等の形態・意匠・色彩などが周辺の景観に影響を与えないよう配慮し、緑豊かな魅力ある環境を形成する。

(6)歷史的景観区域

歴史的資源の活用により、歴史文化の趣のある地域環境の形成を図る。

また、伝統的な特徴のある町割り、町並みの保全や創出を図ることが特に重要であり、伝統的な町並みに調和する建築景観等の誘導による施設等の整備を進める。

人々の営みを考慮しながら伝統的情緒ある趣のまとまった集落、または市街地の形成を 図る。

道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては伝統的な特徴のある建造物に配慮した構造及び意匠とする。

また、区域内に農地、森林等がある場合は、現況の農地、森林としての土地利用は継続することが重要であり、また、区域内に位置する既存の樹林、樹木、杜寺等の樹林地の保全を図る。

(7)川の区域

自然や地域景観に配慮した良好な河川環境を維持するとともに、河川とそれに沿った農地や樹林・樹木等が織りなす優れた景観の保全を図るためには、農地を主体とした土地利用を継続することが必要である。

川の区域で施設等を整備するときは、橋や対岸の河川敷から見た景観に配慮した規模とし、既存の樹木、樹林地の保全や緑地、樹木を適切に配置する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1)基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備のあり方として、次の5つの基本方針を示す。

ア 自然地形を活かす。

自然地形になじんだ無理のない開発とする。

イ 森林、緑地等を守り育てる。

環境形成の最も基本的要素として開発地内の森林等を守り育てる。

ウ 緑を効果的に配置する。

緑により周辺の景観となじませるとともに、緑のある環境をつくる。

エ 建物を周辺の景観と調和させる。

建物は周辺の自然景観や町並みと調和させる。

オ 眺望を守る。

市街地や主要な眺望点からの眺望を阻害しない。

(2)取組みの方向

- ア 自然地形を活かす
 - ・自然地形を活かし、大規模な土地の改変を避ける。

(地形を考慮した開発地を選定、土地の造成は自然地形を活かした最小限の盛土・切土、地形を活かした道路や施設等を整備)

- イ 森林、緑地等を守り育てる
 - ・相当量の現況森林等を保全する。

(森林の伐採は最小限にとどめ、一定割合以上の現況森林等を保全)

・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する。

(スカイラインや貴重な植生等の自然環境や景観に配慮した森林等の配置)

・地域の自然的条件に適応した植栽を行う。

(自生種などの自然植生への配慮、地域固有の緑化手法の継承)

- ・開発は小規模分散させるなど、森林と調和した配置とする。
- ・既存緑地を守り育てる。

(社寺等既存樹林地の保全、貴重な植生の保全、農業的土地利用への配慮)

- ウ 緑を効果的に配置する。
 - ・適切に植栽を行い、緑地を設ける。

(森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保、建築物等と調和した植栽、主

要道路沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域固有の緑化手法の継承、一 定規模以上の区画面積の確保)

- ・擁壁、法面等の土木構造物の緑化・修景をする。
- ・広い平面には効果的な植栽を行う。

(グランド、駐車場等)

- エ 建物を周辺の景観と調和させる。
 - ・建築物の高さ等は、樹高を考慮する。 (周辺の森林・緑地から突出しない高さ)
 - ・建築物等の形態・色彩・材料等は周辺の景観と調和させる。 (周辺の自然景観、市街地・集落景観と調和、歴史・伝統的町並み等の保全・創出)
 - ・幹線道路沿道、河川沿いの良好な景観を形成する。
 - ・高密度な都市的利用を抑制する。
 - ・良好な市街地環境を形成する。

オ 眺望を守る。

・主要な眺望点、主要幹線道路沿道や河川敷き(特に橋)からの眺望を考慮した開発地 を選定する。

(3)地域環境形成基準の設定

以上を踏まえ、条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

心场极光的成至中的疾亡								
	項目	内容	山を生かす区域	対図の画	まちの区域	高原の区域	歴史的景観区域	川の区域
保全すべき	森林の保全	一定以上の森林率						
森林又は緑 地の面積	緑地の確保	一定以上の緑地率						
優れた景観 の構成要素 の保全方法	地形・植生の保全	山の稜線等の保全						
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全						
	既存樹林地の保全	社寺等既存の樹林地の保全等						
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理						
	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置						
森林又は緑	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽						
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置						
方法及び緑 化の方法	河川沿いの植栽	近隣接の河川沿いへの緑地の配置						
100077774	緑地・植栽の質	自生種の植栽						
	緑化の手法	地域固有の緑化手法の継承						
	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成						
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景						
自然的環境	法面の緑化	法面(造成斜面)への植栽						
と調和する 建築物等の 整備の方法	街区の形成	街区パターンに即した施設配置						
	建築物の形態	周辺景観と調和する規模、高さ等						
		眺望点からの眺望を妨げない高さ等						
	建築物等の意匠等	周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等						

(4)地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率、緑地率については開発区域の規模に応じて設定する。

保全又は創出された森林や緑地については、その量と配置のほか緑の質が重要となる。 このため、具体的な基準とすることは難しいと考えられるが、指導にあたる場合にイメー ジしやすい基準内容とする。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第 32 条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1)認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各市町や住民が個性的なまちづくりを 進める地区又は都市的な機能を新たに導入・整備する地区について、その整備計画を認定 し、計画整備地区とする。

特に、各市町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

集落や小学校区、小流域などの一定の広がりのある地区において、各市町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの。

(2)認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

- (ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区
- (1) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区
- (ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定す

る。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するもの とする。

- (ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能であること。
- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ばす立地でないこと。
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること。

(3)地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区 地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入・整備する。

都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4)整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・森林・緑地の維持管理に関する事項
- ・森林、緑地、緑化に関する事項(森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等)
- ・道路、公園等公共施設に関する事項(規模、配置、形態、意匠、構造等)
- ・建築物、構造物等に関する事項(規模、配置、形態、意匠、構造等)
- ・その他豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1)基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の3つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的に森林の維持管理を行うことも含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、 森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

ウ 森林及び農地に配慮した都市的な開発及び施設整備

都市的な開発及び施設整備は森林及び農地環境に配慮し、それらと調和したものとする。

(2)取組みの方向

ア 総合的・一体的・継続的な取組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的・一体的・継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森 林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品生産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、 資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1)多様な主体の参画と協働

南但馬地域における地域環境の形成にあたっては、地域住民、都市住民、NPO 法人、住民組織、ボランティア、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値の発見、森林、農地や河川の維持管理、建築物等の緑化修景など、緑豊かな地域環境の形成に関する活動を積極的に展開するものとする。

(2)関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を図るものとする。

(3)支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4)方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行う ものとする。